【神奈川県】令和7年度の食品中の放射性物質検査計画

1 県内農林畜水産物の放射性物質検査計画

区分	対象区域	対象品目	検査の頻度 等	1回の 検体数	検査実施 機関
農産物	県下全域	野菜類、果実類、 茶等、県内の主要 農産物	必要に応じて	必要数	民間検査機関
林産物	県下全域	原木しいたけ	年2回	1 検体	民間検査機関
畜産物	県域	原乳	年4回	1 検体	衛生研究所
水産物	県沿岸海域 (注1)	海産魚介類、海藻	1回/2月	3検体	- 民間検査機関
	相模川等 (注2)	内水面魚類: アユ、ワカサギ、 ニジマス	主要漁期に 1回	1~2検体	

- (注1) 県沿岸の漁港で水揚げされた魚種等を実施
- (注2) 相模川、酒匂川等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

2 県内に流通する加工食品等の放射性物質検査計画

区分	対象品目	検体数	検査実施機関
加工食品等	穀類加工品 野菜類加工品 等	10検体	衛生研究所

次の事項を踏まえ、検査する食品を選択する。

- (1) その食品又は主な原材料である食品の産地が国産であることが確認された食品であり、特に17都県(*)を産地とする、または、製造施設が所在する食品について検査を実施する。
- (2) 原因追求を可能とするため、加工度が低く、主原材料が単一である食品を中心に 検査を実施する。

- (3) 対象施設における食品の管理状況を確認して、食品中の放射性物質検査が必要であると判断される食品について検査を実施する。
 - *17都県:青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
- 3 水道水(県内の上水(蛇口水))の放射性物質検査計画(原子力規制庁の依頼) 測定頻度は1年に1回、採取地点は横須賀市内で、衛生研究所が検査を実施する。

以上